

学生の懲戒手続に関する規程（抜粋）

平成 27 年 3 月 20 日制定

平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 3 月 4 日改正

平成 28 年 4 月 1 日施行

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、日本大学学則第 77 条及び日本大学短期大学部学則第 51 条に基づき、本大学の大学院、学部、通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）の学生の懲戒手続に関する必要事項を定める。

（学生懲戒委員会）

第 2 条 学部等に当該学部等における学生の懲戒に関する事項を審議するため、学生懲戒委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 （略）

第 3 条 （略）

（確認・調査）

第 4 条 学部長等は、発生した対象行為について、委員会に事実の有無等の確認・調査を命じる。

2 （略）

（教育指導上の必要な措置）

第 5 条 学部長等は、教育指導上の必要な措置として、対象学生に対し、懲戒が決定されるまでの間、出校停止措置を講じることができる。

2 学部長等は、前項により出校停止措置を講じた場合は、その理由を対象学生又は対象学生の保証人に伝えるものとする。

3 対象学生の懲戒が停学に決定した場合は、当該出校停止期間を停学期間に加えることができる。

4 学部長等は、出校停止措置のほか、懲戒が決定するまでの間、教育指導上の必要な措置を講じることができる。

（弁明の機会）

第 6 条 学部長等は、委員会が第 4 条に定める確認・調査を行った上で、懲戒を検討すべきと判断した場合は、その懲戒を検討している対象学生（以下「当該学生」という）若しくは当該学生の保証人又は代理人たる弁護人に弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を当該学生自らが拒否した場合であっても、学部長等は公正な判断を行うため、弁明する機会を設けることに努めなければならない。

第7条 (略)

第8条 (略)

(懲戒の実施)

第9条 学長は、書面をもって当該学部長等に対し懲戒の決定を通知する。

2 通知を受けた学部長等は、当該学生に対して書面により懲戒を通告するとともに、その保証人に対しても通知する。

3 学部長等は、懲戒の内容を学内に公示する。ただし、理由がある場合は一部又は全部を公示しないことができる。

4 懲戒の通告、通知及び公示は、退学については、学長名で行い、停学及び訓告については、学部長等名で行う。

5 期限の定めのない停学の解除については、その解除を学長から委任された場合を除き、学部長等は、学長に内申し、学長がその解除を決定する。

第10条 (略)

第11条 (略)

(厳重注意)

第12条 学部長等は、懲戒には至らないが、それに準じる行為があったと判断した場合は、再発防止のため、学部長等名をもって厳重注意を行うことができる。

2 (略)

3 学部長等は、厳重注意とした学生の氏名及び対象行為の内容を学内に公示することができる。

第13条 (略)

(刑事処罰等)

第14条 対象行為を原因とする刑事処罰等の有無にかかわらず、対象行為が懲戒事由に該当するときは、懲戒の対象とすることができる。

(更生及び再発防止)

第15条 学部長等は、懲戒した学生の更生及び再発防止を図るため、懲戒後も教育的配慮を欠くことなく対応するものとする。

(所 管)

第16条 学生の懲戒手続に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。

(内規等)

第17条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学生の懲戒の決定基準については、全学共通の基準を別に定めるものとする。